

「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について(新旧対照表)」

新	旧
<p>大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準 (平成19年3月29日 改正)</p> <p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> I 大気汚染状況の常時監視の目的 II 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視 III 有害大気汚染物質に係る常時監視 <ul style="list-style-type: none"> I 大気汚染状況の常時監視の目的 (略) II 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視 1. ～4. (略) 5. 測定方法 測定方法、測定機器の仕様及び構成については、「環境大気常時監視マニュアル」(平成19年3月29日環水大発第070329001号、環水大自発第070329001号)によることとする。 6. (略) 7. 保守管理 精度の高い測定を行うため、「環境大気常時監視マニュアル」(平成19年3月29日環水大発第070329001号、環水大自発第070329001号)に基づき、維持管理体制を整備し、測定機器に 	<p>大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準 (平成17年6月29日 改正)</p> <p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> I 大気汚染状況の常時監視の目的 II 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視 III 有害大気汚染物質に係る常時監視 <ul style="list-style-type: none"> I 大気汚染状況の常時監視の目的 (略) II 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視 1. ～4. (略) 5. 測定方法 測定方法、測定機器の仕様及び構成については、「環境大気常時監視マニュアル」(平成10年9月30日付け環大規第242号及び環大ニ第94号)によることとする。 6. (略) 7. 保守管理 精度の高い測定を行うため、「環境大気常時監視マニュアル」及び「環境大気測定機器維持管理要綱」(平成10年9月30日付け環大規第242号及び環大ニ第94号)に基づき、測定機器に

<p>た日常点検、定期点検等の保守点検を適切に行い、その内容を記録するものとする。</p> <p>8. (略)</p> <p>Ⅲ 有害大気汚染物質に係る常時監視 (略)</p>	<p>た日常点検、定期点検を適切に行い、その内容を記録するものとする。</p> <p>8. (略)</p> <p>Ⅲ 有害大気汚染物質に係る常時監視 (略)</p>
--	--